

セルビア・アリスニ統一協議会ニアリテハ時事新報ボイコット  
ノビラ作製金市ニ撒布ラ決議シタル模様アリ

八 尚被解雇者中ノ小山勤伊謙光太郎外立名ハ昨十五日會社ニ  
尾崎工務部長ヲ訪レ被解雇者金員代表ナリトシテ終末ノ例ヲ  
引用給料ノ前借嘆願ノ申込タルモ拒絶サレタリ

八 一方勤務工中ノ田次良太郎外立名ハ本月十四日尾崎部長ニ  
對シ會社、公認、共済会名義ニ以テ被解雇者復職嘆願書(別  
記)ヲ提出シタルモ部長ヨリ自重スヘキ誠メラレ直テニ該  
嘆願書ヲ撤回シタリ

## 二、解雇ノ豫想

會社人水年勤續者ニ對シラヘ規約ニ依リ相當額(十年ニ對シ約  
一つの円)ノ退職手當ニ支給スルコト、ナリ后ルニ以ニ交動セアルモ  
ト舉體シ居ル模様ナルク經業員側ハ各組合ノ後援ヲ得シ、アルテ以  
テヨリ結束テ固メ執物ナル運動ノ展開スルモノト開料サルニ依リ或ハ今後  
相當紛糾スルナラン

右及中(通)候也

別記

御承知の通、現下の現下の財界不況に遭遇レ本社の大整理を進行シテ  
端日本立至る多寡難情、苦業兩局と共に工務部の人員の淘汰を行ふ事大なる方で  
ありナシ。貴様も永年在社勤務せられたる事ありまつたが故の事務大依リ甚だ実烈です  
且つ又今月の勝算として既にあらゆる毒を内守ではありますか。今月限り退社して  
須くことなりました。(代價予明月から半社に改めます)  
尚二週間余り相違する旨告白す。金員は退社多寡金又給料残額は追て支給  
日を通じ放し申すから請來社の上申を取次し乍ら牛耳持品もおつ前へ申渡し申し  
ます。

東京支  
社

六

月

昭和六年十月

日

啟

別記

現下の財界不況に遭遇し過傍販賣事務も相違の人員を淘汰致しました  
主として賣盤部、總務部にて勤務してある事務員であります。然るに、  
淘汰された人々は勤めては誠に勤。毒である事多く此度全く此を解き次第であ  
ります。而して確乎の諸君に對しては、之と連絡の爲め、請書を行はれ様と愚のままで  
冷靜よく自身の立場を考へて極量前勤、自分、所定の請書を呈示する